

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の指定基準等について

1 業務内容

(福祉用具貸与)

介護保険法において、福祉用具貸与とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの（いわゆる福祉用具）のうち厚生労働大臣が定めるものの貸与をいいます（法第8条12項）。

(特定福祉用具販売)

介護保険法において、特定福祉用具販売とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの（いわゆる福祉用具）のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの販売をいいます（法第8条13項）。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の指定

介護保険制度のもとで福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業を行う場合は、介護保険法、横須賀市条例、指定居宅サービス事業等及び指定介護予防サービス等に関する基準（厚生労働省令）等を満たしていることが必要です。

3 福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所の指定基準

【人員基準】（貸与・販売共通）

○ 管理者

- ・ 常勤専従の管理者を配置すること。
- ・ 次に掲げる場合であって、訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、兼務が可能です。
 - ① 管理者が当該事業所の他の職務に従事する場合
 - ② 同一事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事する場合

○ 福祉用具専門相談員

- ・ 常勤換算方法で2以上配置されていること
- ・ 福祉用具専門相談員の資格は次のとおり
 - ① 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
 - ② 福祉用具専門相談員指定講習の修了者
 - ③ 都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当すると認める講習の修了者

- ※ 指定福祉用具貸与事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者、指定特定福祉用具販売事業者、指定特定介護予防福祉用具販売事業者のいずれかと一体的に運営される場合については、各事業の福祉用具専門相談員の員数を満たすことにより、当該事業の福祉用具専門相談員の員数を満たしているとみなすことができます。

【設備基準】

(福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

- 事務室
 - ・ 事業を行うために必要な広さの専用の事務室を設けること。
 - ・ 業務に支障がないときは、福祉用具貸与・特定福祉用具販売の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。
- 相談室
 - ・ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適当なスペースを確保すること。
 - ・ 相談室が専用の部屋でない場合はパーティション等で囲われている相談スペースを確保すること。
- サービス提供に必要な設備及び備品を備えること。

(福祉用具貸与のみ)

- 保管のために必要な設備
 - ・ 清潔であること。
 - ・ 消毒、補修済みの用具と未了のものが区分可能であること。
 - ・ ただし、保管業務は、運営基準を満たした他の事業者へ委託する場合は不要。
 - ・ 委託する場合は、委託契約の内容において、保管が適切な方法で行われることを担保すること。
 - ・ 保管室を別にするほか、衝立の設置等により、消毒品・未消毒品を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること。
- 消毒のために必要な器材
 - ・ 取扱う用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有すること。
 - ・ ただし、消毒業務は、運営基準を満たした他の事業者へ委託する場合は不要。
 - ・ 委託する場合は、委託契約の内容において、消毒が適切な方法で行われることを担保すること。
 - ・ 運営基準第で定める消毒方法により消毒を行うために必要な器材であること。
 - ・ 消毒方法は、例えば、熱湯による消毒、消毒液による清拭など、種類・材質から見て、適切なものであること。
 - ・ 福祉用具の種類ごとに、具体的な消毒方法及び消毒機材の保守点検方法を記載した、標準作業書を作成しなければならない。(当該消毒方法を、運営規程の「その他重要事項」に明示すること。)

- 委託契約を行う場合は、次の取り決めをすること
 - ① 委託等の範囲
 - ② 業務実施にあたり遵守すべき条件
 - ③ 委託業務を委託者が定期的に確認できること
 - ④ 当該委託業務に関し、委託者が受託者に指示を行い得ること
 - ⑤ 業務改善の必要性が認められ、必要な措置が講じられた場合に、委託者がそれを確認すること
 - ⑥ 賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在
- ③及び⑤で、確認を行った結果を記録し、5年間保存しなければならない。
- ④の指示は、文書で行うこと。